

## 京都織商和装需要喚起支援事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 原材料の価格高騰等の影響により、厳しい状況にある和装産業の需要を喚起するため、京都織物卸商業組合（以下「織商」という。）が、府内の織物卸売事業者である組合員商社による京都の伝統産業の技術や製法で作られた着物等の製造過程の停滞を解消し、流通を拡大することを目的とする事業を支援するための補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における「組合員」とは、令和5年12月1日現在織商に所属し、本支援事業終了後も組合員として事業継続の意志のある織物卸売事業者のことをいう。

### (支援対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、織商組合員とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象者とししないものとする。

- (1) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等
- (2) 前各号に掲げる者のほか、織商が不相当であると認める者

### (支援事業の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（支援対象事業）は、厳しい状況にある和装産業の需要を喚起するために、支援対象者が行う次に掲げる事業とする。

#### (1) 製造事業

支援対象者が主たる業務で着物等を製造染出しするために行う丹後地域の白生地仕入れ

#### (2) 流通事業

支援対象者が主たる業務で貸衣装店やレンタル着物店等に対して行う貸出やレンタル事業の用途のための京都で作られた着物や帯の割引販売

2 支援対象事業には、組合員同士の商取引は対象とししないものとする。また、組合員とその関連会社もしくは親族企業等の間の商取引については、当該関連会社もしくは親族企業が組合員とは別法人且つ織商に所属していない場合のみ対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、支援対象事業とししないものとする。ただし、京都府と協議の上、織商が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 他の補助金等を併用して同様の内容で行われる事業
- (2) 特定の政治活動に関連した事業
- (3) 特定の宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉等となるような事業
- (4) 公序良俗に反する事業、又は社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容に関連して行われる事業

### (支援対象経費等)

第5条 支援対象事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）、支援対象事業実施期間、補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による交付申請書を織商に提出しなければならない。

- 2 支援対象者が、補助金の交付決定前に支援対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、令和5年12月21日から当該申請に係る交付決定までに事業に着手しようとする、又は着手した場合において、様式第2号による事前着手届を織商に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 織商は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

なお、織商は、必要に応じて現地調査等の審査する権限を有し、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

- 2 織商は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときは、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 支援対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、織商が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

(支援事業の変更、中止又は廃止)

第9条 支援対象者は、事業の内容を変更しようとするときは、様式第3号による変更承認申請書を織商に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

(1) 取引先の都合等の事情により支援対象経費が減額される場合

(2) 単なる取引先の変更等、支援対象事業の達成に影響がない変更である場合

- 2 支援対象者は、支援対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第4号による中止(廃止)承認申請書を織商に提出しなければならない。

- 3 織商は、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援対象事業遂行の義務)

第10条 支援対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(支援対象事業の実績報告)

第11条 支援対象者は、支援対象事業が完了したときは、事業完了の日から速やかに、様式第5号による実績報告書及び様式第7号による誓約書を織商に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には次の書類を添付しなければならない。

(1) 商取引を確認できる書類(発注書、納品書、請求書 各書類の写し)

(2) 銀行の振込を証明できる書類(銀行が発行する振込明細等の写し)

(3) 商品の写真

(補助金の額の確定等)

第12条 織商は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該支援対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 織商は、支援対象者が補助金を他の用途に使用し、その支援対象事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 織商は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該支援対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 織商は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、織商が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 織商は、支援対象事業の適正を期すため必要があるときは、支援対象者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 16 条 織商は、第 12 条により補助金の額を確定後、補助金を支援対象者に対し支払うものとする。

2 支援対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 6 号による補助金支払請求書により、織商に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 支援対象者は、支援対象事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該支援対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 18 条 この要領により織商に提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、織商が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

支援対象経費	支援事業 実施期間	補助率及び 補助限度額
<p>(1) 製造支援 支援事業者が、着物等を製造染出しするために行う丹後地域の白生地仕入れに係る当該白生地仕入れ価格</p>	<p>令和 5 年 1 月 21 日から令和 6 年 2 月 29 日まで</p>	<p>補助率 4 分の 3</p> <p>補助限度額 支援する 1 支援対象者あたり、100 反以内とし、1 反当り 20 千円以内を補助限度とする。</p>
<p>(2) 流通支援 支援事業者が、貸衣装店やレンタル着物店等に対して行う貸出やレンタル事業の用途のための京都で作られた着物や帯の割引販売に係る当該着物等の販売価格</p>		<p>補助率 4 分の 3</p> <p>補助限度額 支援する 1 支援対象者あたり、20 枚 (本) 以内とし、1 枚 (本) 当り 300 千円以内を補助限度とする。</p>